本庄市第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画(案)に対する意見と市の考え方

- 1. 意見等の募集期間:令和5年12月4日(月)~令和6年1月9日(火)
- 2. 意見等の受付人数:1人 1件(提出方法の内訳:FAX 1人)
- 3. 提出された意見等および市の考え方

(1) 方針全般に関するご意見

	頁	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
1	58	P58「(3) 認知症関連施策の充実」のところ、あるいは計画のいずれかのところで「介護保険外サービス」として若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険の方を、介護保険サービスで支援すると共に、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度、そして在職中でも一時利用ができる障害福祉サービスの就労支援系のサービスにつなげていくことを計画に記して下さい。 分かりやすい例で言えば、幸田町では、第8期幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画に「ゆるカフェ」事業を位置づけ、備考欄に「若年性認知症者及び高次機能障がい者のカフェを定期的に継続して実施予定」と記し、若年性認知症や高次脳機能障害の方が対象だと明記しています。	本計画における認知症関連施策では、認知症高齢者に加え、若年性認知症や脳血管疾患が原因の高次脳機能障害である第2号被保険者の方まで広く対象としています。 いただいたご意見につきましては、以下のとおり計画に含めているものと考えております。 介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスや障害年金制度等につなげる点につきましては、第4章第2節[医療]在宅医療・認知症ケアの推進(3)認知症関連施策の充実にある主な取組③認知症地域支援・ケア向上事業の中で「認知症地域支援推進員を配置し認知症ケアパスの普及や家族支援」とあります。また、同章第5節[介護]介護保険サービスの充実による安心基盤づくり(3)情報提供・相談体制の充実にある主な取組①地域包括支援センターの情報提供体制の充実において対応するものとしています。